

令和7年5月26日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための
改正労働安全衛生規則の周知について

この度、標記に関し、厚生労働省労働基準局安全衛生部より、本会宛てに、
別紙の通り周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、
本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

基安労発 0522 第 1 号
令和 7 年 5 月 22 日

別記団体の理事等 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契印省略)

熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則の周知について（お願い）

平素より、労働安全衛生行政への格段の御理解、御協力をいただいております。御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上、死傷災害は、1,195 人（速報値）と調査開始以来最多となっているところであります。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約 4% を占める状況にあるなど、その対策が重要となっているところであります。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、令和 7 年 4 月 15 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令 57 号。以下「改正省令」という。）が別添 1 のとおり公布され、同年 6 月 1 日から施行することとされたところであります。

今般、改正省令の施行通達を別添 2 のとおり発出しましたので、改正省令の内容や留意事項等について、別添 1、2 とともに、別添 3、4 のパンフレット、リーフレットを用いて、傘下会員ほか関係者に広く周知いただくとともに、本改正省令に基づく取組が促進されますよう、特段の配慮をお願いいたします。

別記

一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長

中央労働災害防止協会 専務理事

建設業労働災害防止協会 専務理事

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 専務理事

林業・木材製造業労働災害防止協会 専務理事

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 専務理事

日本商工会議所 産業政策第二部長

全国中小企業団体中央会 常務理事

建設労務安全研究会 理事長

一般社団法人日本建設業連合会 専務理事

一般社団法人全国建設業協会 専務理事

一般社団法人全国中小建設業協会 専務理事

一般社団法人全国警備業協会会長

一般社団法人日本鉄鋼連盟業務部長

公益社団法人日本医師会会長

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条の二)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(熱中症を生ずるおそれのある作業)</p> <p>第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合は当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。</p> <p>2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</p> | <p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条)</p> <p>第六章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> |

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。